

令和3年第2回臨時会
赤井川村議会会議録
第1日（令和3年4月30日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 議案第17号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）
第 5 議案第18号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第11号））
第 6 議案第19号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
第 7 議案第20号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））
第 8 議案第21号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第1号））
第 9 議案第22号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）

追加日程

- 第 1 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書
委員長申出

◎出席議員（8名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
3番	辻	康	君	4番	能	登	ゆ	う	君		
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝	則	君
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君			
副	村	長	大	石	和	朗	君	
総	務	課	長	高	松	重	和	君

保健福祉課長	藤田俊幸君
介護保険課長	神信弘君
産業課長	秋元千春君
建設課長	今城豪君
教育委員会次長	谷早苗君

◎議会事務局

事務局長	瀬戸雅哉君
書記	伊藤秋恵君

(午前 9時13分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和3年第2回赤井川村議会臨時会を開会いたします。
なお、根井教育長は法要のため、小畑会計管理者は公務のため欠席をしておりますので、ご報告をさせていただきます。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会に提出されました案件は、議案6件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番、能登ゆう君及び5番、湯澤幸敏君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思えます。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますと思えます。
お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思えます。
第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。
第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和3年2月分及び3月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページから3ページとして配付いたしております。
以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第17号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第17号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第17号につきましては、赤井川村税条例改正の専決処分となっております。改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第17号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年4月30日提出、赤井川村長。

条例改正及び専決処分の理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、赤井川村税条例の一部を改正し、令和3年4月1日より施行する必要があるため、令和3年3月31日に公布しているものです。

次のページになります。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、赤井川村長。

議案29ページの改正要点資料を御覧ください。今回の税条例改正については、地方税法並びに関係政省令の改正が行われたことにより総務省から示される条例例に沿って条例改正を行っております。法令改正に伴う引用条項や諸規定の整備に関する事項については説明を省略させていただき、主な改正点についてご説明いたします。

改正条例第1条、赤井川村税条例の一部改正による第24条、第32条及び第36条の3の3の改正につきましては、国外居住者親族の取扱いの見直しに伴う改正で、令和6年度分以後の個人住民税について30歳以上70歳未満の国外居住親族は特別な事情がない限り扶養控除の対象外となるため、住民税均等割の非課税限度額及び税率軽減の取扱いについて扶養親族の範囲を同様とするための改正となっております。

次のページにお進みください。附則第6条の改正につきましては、セルフメディケーション税制の延長に伴う改正で、医療費控除の対象となる医薬品の範囲の見直しを行った上で5年間延長するものとなっております、令和4年4月1日より施行されるものです。

次に、附則第12条は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する改正で、令和3年度に限り地価の上昇により税額が増加する土地について令和2年度の課税標準額に据え置く措置を講ずるものとなっております。

次のページにお進みください。附則第15条の2の改正につきましては、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減を令和3年12月31日までの9か月間延長するための改正となっております。

次に、附則第16条の改正につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する改正で、特例の期限を2年間延長するための改正です。

次に、附則第26条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例についての改正で、適用期間を2年間延長するための改正となっております。

最終ページをお開きください。改正条例第2条の赤井川村税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、全て法改正に伴う規定の整備となっております。

以上でご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第17号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第17号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例）は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第18号ないし日程第8 議案第21号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議案第18号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

この際、日程第5、議案第18号から日程第8、議案第21号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第18号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第11号））、日程第6、議案第19号 専決処分事項の承認を

求めることについて（令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号））、日程第7、議案第20号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））及び日程第8、議案第21号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第1号））を一括議題といたしたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、ただいま上程いただきました議案第18号から議案第21号の説明をさせていただきます。

議案第18号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年4月30日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、地方消費税交付金、地方交付税等の増額並びに社会的重要インフラ自衛的燃料備蓄事業補助金の交付に伴う雑入の増額、及び村債の減額のためでございます。

それでは、資料の次のページをおめくりください。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、赤井川村長。

それでは、令和2年度赤井川村一般会計補正予算書（第11号）の1ページ目をおめくりください。

令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第11号）。

令和2年度赤井川村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ751万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,432万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月31日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款地方譲与税、既定額から1,074万8,000円を減じ、8,392万6,000円に。これは、1項の地方揮発油譲与税で40万円の増額、2項自動車重量譲与税で1,078万8,000円の減額でございます。

3款利子割交付金、既定額に2万1,000円を追加し、9万7,000円に。

4款配当割交付金、既定額に3万6,000円を追加し、23万6,000円に。

5款株式等譲渡所得割交付金、既定額に11万円を追加し、29万円に。

6款法人事業税交付金、既定額に2万7,000円を追加し、145万4,000円に。

7 款地方消費税交付金、既定額に461万6,000円を追加し、2,761万6,000円に。

8 款自動車税環境性能割交付金、既定額から321万7,000円を減じ、278万3,000円に。

10 款地方交付税、既定額に1,657万1,000円を追加し、9 億8,275万5,000円に。

14 款国庫支出金、既定額に4 万5,000円を追加し、4 億7,900万8,000円に。これは、2 項の国庫補助金の増でございます。

続いて、3 ページです。15 款道支出金、既定額に6,000円を追加し、6,475万3,000円に。これは、3 項の委託金の増額でございます。

17 款寄附金、既定額に5 万円を追加し、3 億4,063万1,000円に。

20 款諸収入、既定額に1,530万円を追加して、7,544万6,000円に。これは、4 項雑入の増額でございます。

21 款村債、既定額から1,530万円を減じ、2 億6,996万円に。

歳入合計、既定額に751万7,000円を追加し、30億2,432万7,000円となります。

次に、4 ページ目をお開きください。歳出です。3 款民生費、既定額から20万3,000円を減じ、3 億6,039万2,000円に。これは、1 項社会福祉費の減額でございます。

4 款衛生費、既定額に263万3,000円を追加し、2 億6,225万7,000円に。

8 款消防費、補正額はありませんが、財源内訳の変更でございます。

同じく9 款教育費、補正額もございませんが、財源内訳の変更でございます。

11 款予備費、既定額に508万7,000円を追加し、4,612万6,000円に。

歳出合計としては、歳入と同額の既定額に751万7,000円を追加し、30億2,432万7,000円となります。

次に、5 ページを御覧ください。第2表、地方債補正、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございませんが、限度額に変更があったところのみ説明をさせていただきます。なお、限度額に単位の千円が抜けておりましたので、この場で訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございません。一番上の健康支援センター緊急発電用設備工事、補正前は4,190万、補正後は2,660万となります。これにより緊急防災・減災事業債の合計は4,610万から3,080万に、また起債全体の合計は2 億8,526万が2 億6,996万となります。

次に、8 ページ目をお開きください。2、歳入、2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税、既定額に4 万円を追加し、1,004万円に。内訳は、地方揮発油譲与税の額の確定による増でございます。

2 款2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税、既定額から1,078万8,000円を減じ、2,921万2,000円に。内訳は、自動車重量譲与税の額の確定による減でございます。

次に、9 ページです。3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、既定額に2 万1,000円を追加し、9 万7,000円に。内訳は、利子割交付金の額の確定による増でございます。

続いて、10 ページです。4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金、既定額に3 万6,000円を追加し、23万6,000円に。内訳は、配当割交付金の額の確定による増

でございます。

続いて、11ページです。5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、既定額に11万円を追加し、29万円にするものでございます。内訳は、株式等譲渡所得割交付金の額の確定による増でございます。

次に、12ページです。6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、既定額に2万7,000円を追加し、145万4,000円に。内訳は、法人事業税交付金の額の確定による増でございます。

続いて、13ページです。7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、既定額に461万6,000円を追加し、2,761万6,000円に。内訳は、地方消費税交付金の額の確定による増でございます。

続いて、14ページです。8款自動車税環境性能割交付金、1項自動車税環境性能割交付金、1目自動車税環境性能割交付金、既定額から321万7,000円を減じ、278万3,000円に。内訳は、自動車税環境性能割交付金の額の確定による減でございます。

次に、15ページです。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、既定額に1,657万1,000円を追加し、9億8,275万5,000円に。内訳は、特別交付税の額の確定による増でございます。

次に、16ページです。14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、既定額に4万5,000円を追加し、646万7,000円に。内訳は、公立学校情報機器整備費補助金の額の確定による増でございます。

次に、17ページです。15款道支出金、3項委託金、2目諸統計委託金、既定額に6,000円を追加し、157万5,000円に。内訳は、保健福祉統計調査委託金の額の確定による増でございます。

次に、18ページです。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金、既定額に5万円を追加し、58万円に。内訳は、指定寄附金の実績による増でございます。

続いて、19ページです。20款諸収入、4項雑入、6目雑入、既定額に1,530万円を追加し、3,448万9,000円に。内訳は、社会的重要インフラ自衛的燃料備蓄事業補助金の新規計上でございます。こちらは、令和2年度に健康支援センターに設置した緊急発電用設備に対して全国石油商業組合連合会より災害時に備えた自衛的な燃料備蓄のための石油タンク及び自家発電機設置工事に対して補助金が支給されることとなったためでございます。こちらは、年度末ぎりぎりまで補助対象となるかどうか不明であったため予算計上を行っていませんでしたが、3月末に交付決定がなされたことから、雑入で受けることとしたものでございます。

続いて、20ページです。21款村債、1項村債、4目緊急防災・減災事業債、既定額から1,530万円を減じ、3,080万円に。内訳は、先ほど雑入で説明をした補助金の対象となった同額を緊急防災・減災事業債から減じるものでございます。

続いて、21ページです。3、歳出、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、

既定額から25万3,000円を減じ、1億1,352万円にしようとするものでございます。内訳は、国保特別会計繰出金の減額によるものでございます。

同じく21ページ中段、3款1項2目老人福祉費、既定額に5万円を追加し、4,746万円にしようとするものでございます。内訳は、敬老福祉基金積立金の新規計上で、歳入の指定寄付金があったことによる計上でございます。

続いて、22ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、既定額に263万3,000円を追加し、1億7,528万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、簡易水道事業特別会計繰出金の増によるものでございます。

同じく22ページ中段、4款1項5目健康支援センター費、補正額の増減はありませんが、財源内訳の変更でございます。

続いて、23ページです。8款消防費、1項消防費、2目災害対策費、補正額の増減はありませんが、財源内訳の変更でございます。

続いて、24ページ、9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、こちらも補正額の増減はありませんが、財源内訳の変更でございます。

続いて、25ページです。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に508万7,000円を追加し、4,612万6,000円にしようとするものでございます。

一般会計については以上でございますが、今回の専決処分については3月補正後に各種交付金等の額の確定による歳入の増減と特別会計の繰出金の増減が主なものでございます。ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第19号 専決処分事項の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年4月30日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、社会保障・税番号制度に係る国庫支出金の新規計上及び繰入金の減額によるものでございます。

次のページをおめくりください。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、赤井川村長。

それでは、令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書（第4号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思っております。

令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正、第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和3年3月31日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をおめくりいただきたいと思います。第1表、歳入予算補正、歳入、3款国庫支出金、既定額に25万3,000円を新規計上するものでございます。

5款繰入金、既定額から25万3,000円を減じ、2,673万8,000円にするものでございます。こちらは、1項他会計繰入金の減額でございます。

歳入合計につきましては、既定額と変わらず6,072万8,000円でございます。

続いて、4ページ目をお開きください。2、歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国民健康保険事業費国庫補助金、既定額に25万3,000円を新規計上するものでございます。内訳は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の新規計上でございます。こちらは、マイナンバー対応で補助率は100%のもので、今回額が確定したことにより計上させていただきました。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から25万3,000円を減じ、2,673万7,000円に。内訳は、先ほどの国庫補助金と同額を減じるものでございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただくようお願いを申し上げます。

続いて、議案第20号 専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年4月30日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による水道使用料の減額及び繰入金の増額によるものでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、赤井川村長。

それでは、令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第6号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思います。

令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）。

令和2年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正、第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月31日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きいただきたいと思います。第1表、歳入予算補正、歳入、1款事業収入、既定額から63万3,000円を減じ、3,718万9,000円に。これは、1項の使用料の減額でございます。

2款繰入金、既定額に263万3,000円を追加し、3,086万3,000円に。

5款村債、既定額から200万円を減じ、1,970万円に。

歳入合計につきましては、既定額と変わらず8,775万4,000円でございます。

続いて、次のページ、第2表、地方債補正、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありませんが、限度額の変更があったところのみ説明をさせていただきます。中段の特別減収対策企業債、補正前は2,000万円、補正後は1,800万となります。これにより簡易水道事業債の合計につきましても2,170万円から1,970万円に、また起債全体の合計も同額となります。

続いて、5ページ目をお開きください。2歳入、1款事業収入、1項使用料、1目水道使用料、既定額より63万3,000円を減じ、3,716万9,000円に。内訳としては、主にキロロリゾート等で新型コロナウイルスの影響から観光客の入り込み数が減少したことにより収入額が予想以上に減ったことによる減額でございます。

次に、6ページ目を御覧ください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に263万3,000円を追加し、3,086万3,000円に。内訳は、水道料の減収による歳入不足を補うための一般会計繰入金の増額でございます。

続いて、7ページ目を御覧いただきたいと思えます。5款村債、1項村債、3目特別減収対策企業債、既定額より200万円を減じ、1,800万円に。内訳は、水道料減収額の確定による減でございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただくようお願いを申し上げます。

続いて、議案第21号です。先ほどまでにつきましては令和2年度会計ですけれども、こちらにつきましては令和3年度会計となりますので、ご了承いただきたいと思えます。

議案第21号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年4月30日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るシステム導入費の新規計上及び国庫支出金の増額によるものでございます。

次のページをおめくりください。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月9日、赤井川村長。

それでは、令和3年度赤井川村一般会計補正予算書（第1号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思えます。

令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度赤井川村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,775万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月9日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金、既定額に75万4,000円を追加し、2億5,372万3,000円に。これは、2項国庫補助金の増額でございます。

歳入合計につきましても既定額に75万4,000円を追加し、25億2,775万4,000円となります。

続いて、3ページ目を御覧ください。歳出、4款衛生費、既定額に75万4,000円を追加し、2億4,167万7,000円に。

歳出合計も歳入と同じく75万4,000円を追加し、25億2,775万4,000円となります。

続いて、6ページ目をお開きください。2、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、既定額に75万4,000円を追加し、208万3,000円に。内訳につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の追加による増でございます。

続いて、7ページ目を御覧ください。3、歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、既定額に75万4,000円を追加し、1,520万2,000円に。こちらも新型コロナウイルスワクチン接種記録システム連携対応ツール導入業務の委託料の新規計上でございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただくようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第11号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第18号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第18号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第11号））は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第19号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第19号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第19号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号））は原案のとおり承認されました。

次に、議案第20号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第20号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第20号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））は原案のとおり承認されました。

次に、議案第21号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第21号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第21号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第9 議案第22号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第9、議案第22号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、ただいま上程いただきました令和3年度赤井川村一般会計補正予算書（第2号）についてご説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。議案第22号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度赤井川村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,451万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,226万4,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年4月30日提出、赤井川村長。

それでは、2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算の補正、歳入、14款国庫支出金、既定額に4,814万4,000円を追加し、3億186万7,000円にしようとするものでございます。2項の国庫補助金の増額でございます。

15款道支出金、既定額に46万6,000円を追加し、6,471万5,000円に。2項の道補助金の増額でございます。

21款村債、既定額に590万円を追加し、2億720万円にしようとするものでございます。1項村債の増額です。

歳入合計、既定額に5,451万円を追加し、25億8,226万4,000円にしようとするものでございます。

続きまして、3ページ、歳出、2款総務費、既定額に1,467万3,000円を追加し、5億5,707万1,000円にしようとするものです。1項総務管理費の増額です。

3款民生費、既定額に266万9,000円を追加し、3億4,632万1,000円に。1項の社会福祉費の増額です。

4款衛生費、既定額に889万3,000円を追加し、2億5,000万57万円にしようとするものです。1項の保健衛生費の増額でございます。

続きまして、6款商工費、既定額に575万円を追加し、1億2,348万7,000円にしようとするものです。1項の商工費の増額です。

7款土木費、既定額に1,651万5,000円を追加し、4億4,995万7,000円に。2項道路橋梁費の増額でございます。

9款教育費、既定額に65万9,000円を追加し、2億1,771万円に。5項保健体育費の増額です。

11款予備費、既定額に535万1,000円を追加し、3,816万1,000円に。1項予備費の増額でございます。

歳出合計、既定額に5,451万円を追加し、歳入同額の25億8,226万4,000円にしようとするものでございます。

続きまして、4ページ目をお開きください。第2表、地方債補正についてでございます。過疎対策事業債の2事業について変更をしております。まず、上段の富田線道路改良工事、補正前が限度額1,350万円を510万円増額し、1,860万円に、2本目は2段目の橋梁長寿命化事業、限度額3,290万円を80万円を増額し、3,370万円に、この2本の補正でございます。過疎債の合計が限度額1億670万円が補正後1億1,260万円に、起債の合計としましては2億130万円が2億720万円、590万円の増となっております。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

今回の補正は、国のコロナ対策三次補正に対応した事業予算の計上と国費事業として実

施する富田線改良工事と橋梁改修工事の配分予算が増額になったことに伴う事業量見直しによる増額計上が主な要因となっておりますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきたいと思ひます。

詳細については村長以下でご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、令和3年度一般会計補正予算（第2号）の私からは歳入についてご説明をさせていただきます。なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の7ページ目をお開きいただきたいと思ひます。2、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に3,414万円を追加し、1億676万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の新規計上でございます。その対象事業につきましては、後ほど歳出で説明を申し上げます。

同じく7ページ中段、14款2項2目民生費国庫補助金、既定額に982万6,000円を追加し、1,190万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、地域生活支援事業国庫補助金と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の増額でございます。事業内容につきましては、歳出で担当課長よりご説明を申し上げます。

同じく7ページ下段、14款2項4目土木費国庫補助金、既定額に417万8,000円を追加し、1億3,836万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、富田線道路改良事業交付金及び橋梁長寿命化事業交付金の内示額の増額によるものでございます。詳細につきましては、歳出で担当課長より説明を申し上げます。

続いて、8ページです。15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、既定額に46万6,000円を追加し、213万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、先ほど国庫補助金でも説明いたしました地域生活支援事業の道分の補助金の増額でございます。

続いて、9ページ目です。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額に590万円を追加し、1億1,260万円にしようとするものでございます。内訳は、先ほど説明した土木費国庫補助金の増額に伴いまして工事請負費が増額となることから、補助残につきまして過疎対策事業債を充てるものでございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

10ページ目をお開きください。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、12目新型コロ

新型コロナウイルス感染症対応事業費、新たに目を新設し、1,467万3,000円を計上しようとするものです。主な補正内容は、総務課所管の新型コロナウイルス感染症対応事業費として10節需用費のうち消耗品47万8,000円と17節備品購入費166万3,000円により公共施設における感染症対策を進めるものです。消耗品の主なものは、多数の来場者が想定される道の駅、保養センターをはじめ議場において衛生資材を購入するものです。備品購入費については、庁舎をはじめ健康支援センター、診療所等11施設に非接触型検温消毒器を購入するとともに、保育所において熱風消毒保管庫や加湿器、デイサービスセンターに紫外線保管庫、またウェブによる会議、打合せの増加に伴う環境整備として庁舎会議室を簡易的に間仕切りできるようなパーティションを購入する予定としております。11節役務費のうち29万3,000円につきましては、公務における出張者や村内介護事業所職員を対象としたPCR簡易検査費用を計上するもので、新型コロナウイルス感染症の不安がある場合に簡易検査を実施し、感染拡大の予防に努める取組を行うものです。10節需用費のうち印刷製本費5万円、11節役務費のうち郵便料18万4,000円、口座振替手数料5,000円、18節負担金補助及び交付金1,200万円については、感染予防継続持続化支援給付金として各家庭にて実施されている感染症予防に対する支援を目的に支援給付金を支給するものです。事業内容は、5月1日を基準日として赤井川村に住民登録のある住民1人当たり一律1万円の支援給付金を支給するもので、手続につきましては昨年度実施された特別定額給付金と同様の方法により村より5月中旬に対象となる世帯主の方へ申請書を郵送し、必要事項を記載の上、申請書を郵送で送り返していただき、口座振替により支給する方法としています。

総務課所管の新型コロナウイルス感染症対応事業費としてお手元にごございます別冊資料の1つ目、PCR簡易検査事業、2つ目、公共施設感染症対策備品等購入事業、7つ目の感染予防継続持続化支援給付金事業の3つの事業に係る歳出予算についてご説明をさせていただきました。

次に、17ページ目をお開きください。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に535万1,000円を追加し、3,816万1,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

なお、終わりになりますが、18ページ以降に補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、ご説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

11ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額に186万7,000円を追加し、1億2,048万9,000円にしようとするものです。内訳は、細節7の障害者福祉費、19節扶助費で移動支援事業給付費を増額しようとするものです。これは、新規制度利用者に対する必要額を増額しようとするもので、2分の1が国庫補助、4

分の1が道費補助として財源措置がなされております。

次に、12ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、既定額に889万3,000円を追加し、2,409万5,000円にしようとするものです。いずれも新型コロナウイルス感染症対応事業を行うためのもので、北後志5か町村協働でワクチン接種体制を整備するために必要となる負担金700万円のほか、ワクチン接種体制を確保するための職員時間外勤務手当及び予防接種による健康被害を調査するための委員会設置に関する費用、優先接種対象者以外の一般の方々へのクーポン券印刷業務の委託と郵送料を計上しており、全額が国費、国庫補助の対象となっております。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から介護保険課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

11ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険事業費、既定額に80万円を追加し、3,913万3,000円にしようとするものです。内訳は、新型コロナウイルス感染症対応事業としてコロナ禍により全国的に離職が続く中、地域介護力の確保を進めるため介護職員初任者研修受講に対して助成を行おうとするもので、18節負担金補助及び交付金80万円を新規計上しようとするものです。

介護保険課所管の新型コロナウイルス感染症対応事業費としまして、お手元にございます別冊資料の③の地域介護力創出支援事業に関わる歳出予算についてご説明させていただきました。

続きまして、7目地域支援事業費、既定額に2,000円を追加し、4,357万円にしようとするものです。内訳は、成年後見制度利用支援事業費として12節委託料で北しりべし成年後見センターと契約を締結する権利擁護人材育成事業業務委託料について、昨年度はコロナ禍により事業が減ったことで減額となりましたが、本年度につきましては事業計画どおり事業を進められる予定から2,000円追加となったため、増額しようとするものです。

以上で介護保険課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算につきましてご説明させていただきます。

14ページをお開きください。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額から575万円を追加して、2,571万6,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、細目3で新型コロナウイルス感染症対応事業費を新規に設定し、18節負担金補助及び交付金におきまして事業継続持続化支援金といたしまして外出、往来自粛の影響を受けた事業者の方に対しまして、北海道においては昨年秋以降の感染症再拡大に伴い昨年11月から本年

3月までの5か月間のいずれかの月が前年比売上げ50%以上の場合に支援金を給付する特別支援を7月から実施しておりますが、村ではその制度を拡充し、25%以上の減少事業者に対しまして、北海道の場合は20万円ですが、村の制度として法人10万円、個人事業主、北海道の場合は10万円ですが、村として5万円を支援金として上乗せ措置し、法人、個人事業主、各20事業者分、375万円を新規計上しようとするものでございます。また、同じく感染症対策事業で販路開拓サポート事業補助金といたしまして、村内の法人や生産販売組織等が村産品を販売するためにインターネット販売に要する新規ホームページ作成に係る業者委託費用、これ専門の業者に委託ということになりますが、助成しようとするものでございます。補助率につきましては2分の1、事業費を200万円新規計上しようとするものでございます。

産業課所管の新型コロナウイルス感染症対応事業費といたしまして、お手元に配付してあります別冊資料の④、そして⑤の2つの事業に係る歳出予算についてご説明させていただきました。

以上で産業課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私から建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

15ページをお開きいただきたいと思います。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、既定額に661万9,000円を加えて5,858万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、14節工事請負費で661万9,000円の増額、これにつきましては、工事請負費の増額につきましては当初予定しておりました補助事業の国からの交付額が多かったため、工事費を増額して対応するものでございます。これにより当初延長で約29メートル工事延長が延びる予定でございます。

次の段を御覧いただきたいと思います。7款2項3目橋梁維持費、既定額に989万6,000円を加えて1億2,067万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、12節委託料で1,163万7,000円の減額、14節工事請負費で1,129万3,000円の増額、18節負担金補助及び交付金で1,024万円の増額でございます。これらの増減につきましては、当初予定しておりました補助事業の国からの交付額が多かったため、増減による調整によってこの額になったものでございます。委託設計が当初予定より5橋から2橋に減りました。工事箇所につきましては変わらず3橋でございますけれども、令和4年の分を前倒して工事を行う予定となっております。あと、負担金による橋梁点検につきましても増額になりましたので、17橋から40橋により先行して点検のほう行っていきたいというふうに思っております。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議の方、よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 私から一般会計補正予算歳出の教育費に係る部分についてのご説明を申し上げます。

予算書の16ページをお開きください。9款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費、既定額に65万9,000円を追加し、4,856万7,000円にしようとするものです。内訳は、体育館改修工事に伴いトレーニング器具の更新を当初予算で計上させていただきましたが、村民の健康維持増進のため再度内容を見直しし、利用者から要望の多いランニングマシンの追加、ラバーダンベル、精密体重計、全自動血圧計などを増額計上したものです。なお、この購入費については、教育委員会所管の新型コロナウイルス感染症対応事業費としてお手元にございます別冊資料の⑥のトレーニング器具購入事業に充てさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で教育委員会所管の歳出についての説明を終えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしました。ちょっと若干休憩します、質疑に入る前に。

午前10時12分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 補正予算書の7ページです。新型コロナウイルスの三次補正分の臨時交付金のお金の流れについてちょっとご質問いたします。

内示額として3,414万ということで全額計上されていますが、前のページ、6ページの表を見ますと実際そのうちで使っているのは2,239万2,000円ということで、その残額、充当残額と同額が一般財源としてその額が一緒の額になっているのですが、そもそも事業、まだ未定のうちに全額交付金が入ってくるものなのか、あと交付金の額の中から一般財源化してほかの事業に充てられている状況だと思いますので、その辺のちょっと整理して、教えてください。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今回補正予算案を計上するに当たり、道のほうにもいろいろ確認をさせていただきました。歳入につきましては、今能登議員からお話がありましたように、令和2年度の第三次補正ということで、令和2年度の国の予算となっております。それを令和3年度にうちの村としては全額を一応予算上受ける形、3,414万でしたか、歳入を受けさせていただいて、そのうち2,200万円ほどだと思えますけれども、歳出予算を今回計上させていただいています。残り1,200万円はという形になろうかと思うのですが、

結果として最終的に予算調整という形で表現をさせていただきましたが、予備費のほうに含ませているというふうにご理解をいただければいいかなというふうに思います。次回以降コロナの次の対策、残り1,200万円分につきましては、この予備費を活用しながら議会の審議を経て予算計上させていただきたいというふうに思っています。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 今のご説明ですと、1,174万8,000円全額予備費に計上されていれば分かりやすいと思うのですが、この表見ますとそのうち半分以上道路改良工事や橋梁維持費等に充当されてしまっている状況なのですが、いざ充当残額で何かやろうとしたときにきちんと根拠となる金額が残っているのかどうかちょっと不安になってしまうのですが、いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） 繰り返しの説明になりますけれども、予備費、今計上されている原形の金額があると思いますが、そのうち1,174万8,000円はコロナの地方創生交付金だというふうにご理解いただいて構いません。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 予備費になることで例えばその後事業組むにしてもその財源としては予備費からということになるかと思いますが、ちょっとお金の行き先が分かりにくくなってしまっているのではないかなと。新型コロナの分として来た分のこれが額ですよというのが予算書上見えづらくなる、分かりづらくなるのを危惧しております。うやむやになって、ほかの事業に使われて終わってしまうのではないのかなと。考えてみればそういうこともあり得る状態になっているかと思うので、ちょっと予算計上の仕方、例えば基金化するなり何かほかのやり方があったのではないのかなと感じてしまうのですが、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今のご指摘の点につきましても我々補正予算計上する段階で検討させていただきましたが、先ほど冒頭お話をさせていただいたように、今回予算編成に当たり後志総合振興局のほうにも全額まず歳入予算を組むべきか、または充当する部分だけ予算を組んで、その部分はまた次の補正のときに組むべきかといろいろご相談をさせていただきましたけれども、結果としてはまず一度歳入予算として内示、割当てされている金額を歳入予算に組んで、その部分に充当していない事業につきましては予備費として明確に整理をしておけば予算編成上問題はないということで回答いただいていますので、このような形で計上させていただいたということになっております。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 10ページです。公共施設感染症対策備品購入費ということで、この予算額云々ではなくて、今後のこととして、体温自動検温器とかに充てているわけですが、今トイレの洗面所、手を洗うのは据置きのペーパーで、これは支援センターな

んかもそうなのです。そういう形ですか。自分のハンカチで拭くとか据置きのを引っぱり出してという。今後の感染症対策として、今大学病院に通っていて思ったのです。前回の協議会のときは思いつかなかったのですけれども、大体ペーパーホルダーが壁かけて設置されていますよね。そこから1枚1枚抜くという形、結構多くの病院でも使われていると思うのですけれども、そういうものを設置したらより感染症対策になるのではないかなということで、ひとつそんなことを検討いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今のお話につきまして、全ての施設はちょっと担当する課長のほうが把握していると思いますが、例えば健康支援センター、併せて庁舎につきましても、今お話がありましたように、この感染症が始まってからペーパータオルに切り替えて、衛生対策ということでさせていただいています。導入していない施設もあろうかと思えますけれども、ご意見として伺わせていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 湯澤議員の質問に関連してなのですが、公共施設感染症対策備品購入費ということで計上されております衛生用品、パーティションなど各施設にということなのですが、例えば人の出入りの多い道の駅や温泉、あとみやこ公園など、そういうのはゴールデンウィークのやはり対策ということも事前に想定しておかなければならなかったと思うのですが、今このタイミングですと連休にはちょっと間に合わない状況かと思えます。その辺についてゴールデンウィークに間に合わせる配慮がちょっと必要だったのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今いただいたご意見につきましては、ご指摘のとおりかなというふうに思っております。今回補正予算をご可決いただきましたら、早急に発注という形で備品購入のほうは手続をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連茂君） 産業課のほうの④番です。販路開発サポート事業についてちょっと質問させてください。

目的は別冊のほうに書かれてありますけれども、事業を行う意図、あと細かい制約をつくらないととてもではないけれども、これ事業化できないのではないかなと思いますので、その辺の条件、そしてこれは要望とかがあってこういう④番のアイデアが出てきたのか、ある程度リサーチとかをされたのか、この3つお伺いします。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） まず、この事業の意図に関しましては、コロナの関係で多様な販路を確保すべきではないかということと、それとまた村内のほうで光通信もこれから整備されるということもありましたので、その側面的な支援といいますか、ハードとは別

個にソフト的な支援ということも含めてこういった事業を考えてみたところでございます。

それとまた、制約につきましては、様々な多様な販売サイトがあったりなんかいたしませんけれども、今村のほうで考えているのはあくまでも独自のドメインというのですか、これを新規取得した場合のホームページの開設でございます、例えば電子モールだとかショッピングサイトというのですか、そういった、例えばアマゾンだとか楽天だとか、ああいったところに出店するのは今のところ対象としては考えておりません。そこにつきましては、月額の利用料ですとか登録料だとか出店料、手数料等とできるということがありましたので、村として考えているのはあくまでも法人だとかという生産者の方の集まりなんかでホームページを立ち上げて、そしてそこで販売すると。そのためのホームページの開設、独自にドメインを新規取得して、開設する場合というものを想定して、今回予算のほう計上させていただきました。

あと、この事業のつくられた経緯でございますけれども、村民からの要望だとか、そういったものはなかったのですが、村の課の庁内でいろんな事業の検討した中でこういった形で支援というか、助成をして、何かコロナの後の、コロナの対策として事業化していけばいいのではないかとということで今回なったものでございまして、役場の中で、庁内で企画してできてきた事業ということでございます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） まず、世間的な認識と僕の認識が違うのかもしれないですけども、最近よく言われているECショップという部分でいうと、ネットショップもそうだし、ホームページでカートをつけて販売するのも基本的に同じことなのです。それを分けて考えれということ自身がまずちょっと僕無理があるのではないかな。ドメインをとという話をしましたけれども、ネットショッピングに、僕はベースで販売していますけれども、ベースに登録するのもドメインは必要なのです。だから、ドメインが必要だったらという条件はとてもではないけれども、何かうまくいかないのではないかな。楽天にしてもショッピングファイにしても全部ドメインというのは必ず必要で、お店の中に自分のホームページを持つというふうなのが今専門的な考え方だと思います。だから、今最初に言ったこの縛りというか、個人で新たにリニューアルで何かするとかというのだからって販売の販路の拡大に十分つながるわけだから、その仕分というのをもっと厳密にしていかないと、ちょっとこれトラブルのもとになるのではないかなと思います。

それとあと、今ホームページというものの在り方なのですけれども、ホームページって今どのように皆さん使われているか分からないのですけれども、基本的には企業のカラーを紹介したりだとか、こういうふうなことをやっている、事業をやっているだとかという情報提供の場がホームページなのです。今物を売るだとか販売するというのはほとんどショッピングサイトに移っているというのが現状で、普通の一般の人だってホームページ見てこれ何買おうとかとあまり、車とか大きなものはまた別ですけども、農産物買いまし

ようとかお店の何か商品を買いたいというの、多分スマートフォンこうやって見ながらぼちちとして買うものだと思うのです。ほとんど、9割、もしくは100%に近い分だけそういうふうな買い方、ネットショッピングとするのが、ホームページ自身を新たに立ち上げることが販売拡大につながるかという、ちょっと僕は疑問だなというふうに思っています。リニューアルは駄目だとかネットショップは駄目だとかというふうな理由も、もともと僕としてはちょっと理解できない。今の現代のニーズに合っていないのではないかなというふうな気がする、その辺のご検討、ちょっと今考えがあったらお伝えください。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） これを考える際に最初どういうものでもいいのではないかと、う話があったのですけれども、検討していく中で例えば今言ったようなアマゾンだとかネットショップと言われるところに登録をするだけとなると、そんなに大きなお金って多分必要ないだろう。ただ、それを今回の村として新たなものとして助成をするだとかいう必要性というのはあまりないかなというふうに考えました。今回何でこれ考えたかという、今までそういうものを使ったことがない方、事業者等がこれを機会にネット販売に踏み出すというか、新たな販路拡大としてこういうものがあればそういうきちんとしたものをつくった上でネット販売ができればなという思いがもしあるとすれば、その支援ができないかなというふうに思ったのがきっかけです。今回これの立てつけとして、一つは個人ではなくて複数の組織だとか団体、もしくは法人という部分に制限をさせていただきたいというのが一つあったのともう一つはかかるお金の補助率、今回2分の1とあえてさせていただきました。それ2分の1、何でかといったら、要はお金もらって作った、そのまま投げっ放しになるということ、せつかくの機会にこうやってお金を投入する以上はきちんとある程度続けていただけるような考え方を持っていたきたい。そのためには、自己負担という部分があったほうがきちんと今後も管理されるのではないかなというふうにはまず考えました。それがあって、2分の1で上限25万、ただ一定額はかかるとなると、それなりの業者のほうに委託をかけてホームページを制作していただくという形に多分なるのかなというふうに考えたものですから、だから個人でホームページを例えば何らかのソフトを作って作るとなってもそんなに大きな金ではないだろうと。だから、それが外注にかけてやった場合に対して助成をするというような形であれば、そこには大きな負担が伴うものですから、その支援ができればいいかなというふうに考えました。ご質問の答えになっているかどうか分からないのですけれども、村のほうとしてもいろんな、今回コロナ禍という中で、今までネット販売されている方って外から移住されてきた方だとか、連さんも含めてそうだと思いますけれども、そういう方が多分多いのかなというふうに思っています。でも、なかなかもともとここで生まれ育った農家さんの方とかというのは、どうしてもそういうところに今まで疎い部分があったのかなという部分があって、今後は、特に外から入ってきている方も増えていますし、もともといる方も含めそう

いう部分が一緒になってネット販売という部分を今後の先を見据えたときに、先ほど話あったとおり、光整備される部分もあるので、今まではあまり村としても多分農家さんとしても考えていない。農家さんだけでは対象ではないので、それ以外の方も対象というふうに考えておりますので、そういう方が新たにそういう部分で起業されるだとか新たな製品を創るだとか、それでそれをネット販売したいとかという部分につながればというふうな思いがあって、今回こういう事業を企画してみたということです。ですから、先ほど課長のほうからも話あったとおり、どこかから要望があってこれをつくったわけではないので、実際にこれが活用されるかどうかというのははっきり言って分かりません。もしかすると一件もないかもしれません。ただ、村としての方針というか、考え方としてこういうのをつくったのでやってみませんかという声かけをしてみたいという思いでちょっと出させていただきました。先ほど能登議員からもご質問あったとおり、今回全額使っているわけはありません。予算としてまだ1,000万以上残している状態です。これについては今後6月補正以降に必要ながあれば随時やっていきたいなというふうに思っていますけれども、これについてももし一定期間やってみただけでも、実績がないという形であれば、新たな事業に組み替えるような形で考えていきたいなという思いはあります。

以上です。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連茂君） あまりしつこくしてもしょうがないのかなと思うのですが、個人の方はこれ対象にならないと考えたほうがいいのですか。今とにかくネットショッピング、実はブームなのは多分御存じだと思うのですが、単籠もり需要なんかで結構農協通してアスパラなんかかなり今注文来ているということだから、この販路開拓サポート事業というのは僕は行うべきだと思うのです。単純に法人だとか、法人だ、8業者とか何か、赤井川村にいるのかなという、新規で、と思うと、とってこんなことやる意味があるのかなと。それなら、別な要望になってしまいますけれども、例えば販路拡大するために段ボールにスタンプを押すための事業費をやるだとか、シールを作るのに委託したり、シール会社に頼むと必ずやっぱり何かシールつけないと、段ボールを裸で送るわけにいかないから、そういうふうなものにも5万、10万と簡単にかかってくるので、そういうふうなサポートならとって魅力的な、どんどん新規就農者なんか自分で作った野菜売りたいというときに利用できると思うけれども、ここに、この④番に書いてあるやつが果たして該当するような、最初にリサーチという話聞いたのですけれども、あるのかなというふうなことがちょっとあるので、ぜひ再検討いただいて、もちろん利用者がいなければ予算が余ってくるわけだから、また別なものに使えるよという副村長のご意見は重々理解していますけれども、ぜひ再検討含めて要望したいなと思います。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 今回予算に上げさせていただいたものに関しては、先ほど言ったとおり、センスがないと言われるかもしれないのですが、村の中である意味考え

で検討した結果で今回こういう提案させていただきました。ただ、要綱等についてはまだ最終決定しておりません。一応今の、先ほど言ったのは村としてこういう立てつけで考えたというお話ですので、いろんな意見を伺いながらその要綱については詰めていきたいと思ひますし、また先ほどあったようなシールだとか、ほかのもっと簡易的な部分について例えば何らかの支援があればみたいな話があったと思ひます。これに関しては、今後またそういう部分のご意見を賜りながら、先ほど言ったとおり、残った予算まだありますので、必要な措置があればその都度村としても検討させていただきたいというふうに思ひますので、今後とも何かありましたらご意見賜ればと思ひます。村としても要するにこれを出すことでこうではなくてこういう補助事業がほしいのだよねとか、こういうところに助成をしてほしいのだよねというような例えば農家さんなり生産者の声があれば、村としてもそれはそれでまた再度検討させていただきたいというふうには思ひております。

○議長（岩井英明君） 曾根敏明君。

○2番（曾根敏明君） 連議員に関連してですけれども、私もその質問をしたいなと思ひていたところでした。半額の補助ということで、なかなかやっぱりある程度の力のある小規模、中小企業の会社は25万出せる力があるかもしれぬ。だけれども、これ本当に小規模の小さな個人事業主だと、やっぱり今これだけ大変な時期に25万果たして出して、これだけの宣伝をするということで、そういう個人的に申請する人はなかなかいないかと思うのです。先ほど連議員の言うとおりに何かもう少し金額的に小さなことから少しでも、ほかにもいろんなあれがありますけれども、そういうことで考えてもらいたいなと思ひております。既に国からのあれで上限が100万円の中で4分の3こういうネット関係に対しての補助金を使用している事業主もおられると思ひますけれども、やはり今一番大変なのは個人事業主、本当に小さな、農家さんを含めて、そういう人たちだと思うのです。だから、そういう面でももう少し使いやすい形で考えていただきたいなと思ひます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 今残りの負担25万というのがなかなか中小企業等では大変だという話なのですけれども、まず一つは上限が25万円だということで、事業費が50万だった場合には半分の25万、極端な話20万だったら10万という形になります。だから、あくまでも頼む業者の価格にもよるでしょうし、求めるホームページのレベルにもよって金額は大きく変わってくるというふうに思ひておりますので、ただ要するに100万、200万かかっても上限は25万だよということにさせていただきたいということで一応上限を決めさせていただいたということで、必ずしも25万を負担するという意味ではないというふうにまず捉えていただければと思ひます。

それから、今連議員からも曾根議員からもあったとおり、今後もっと小規模の部分に関して検討してくれということがございましたので、今後また、先ほど言ったとおり、村として一応こういうものやるよというふうにとんと一回出したいと思ひております。その上で

いろんな意見があると思います。その部分はまた聞いた上で新たな事業展開というものを考えていければなというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番（川人孝則君） 今回のこのコロナに対しましての事業検討についてであります。この中で見てもそうなのですが、全てのパーティションに関しても設備に関しても急ぐということをまず第一にやってほしいと。その検討と、この中による検討、今いろいろ言われていますが、その中の事業は完全なものではない、追加することもあるだろうと。そのために1,000万ほどまだ余裕、今回の三千何百万があるという中ではどうしてもこれはこの部分、密だけでもまだ村内公共施設でこれが必要だというものがあれば随時早急に対応して、取り付けるものは取り付けてほしいし、やることはやってほしい。その事業をあくまでも急いでやってほしいということを要望して、自分はお願ひしたいと思ひます。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 先ほど能登議員からもお話があつたとおり、ゴールデンウィークに今回要するに間に合わないというお話もいただきました。今川人議員からもいただいた部分も十分私たちも反省点もあるべきだというふうに思っていますし、先ほど総務課長から話があつたとおり、今回の分に関しては予算可決されたらすぐにも発注するような手続を今進めているところでございます。物によって、連休挟んでしまうので、どうやっても通常よりも遅くなってしまう可能性はありますけれども、取りあえず今村としては夏目がけてある程度きちっと全てのものが整備されるような方向性で考えたいというふうに思っています。また、このコロナの状況が今またちょっと増えつつあります。これがどういうふうに変異をしてくるのか、また今度町村名発表するみたいな話もありますので、赤井川村の中でもこれがそれなりの発生が出てくる可能性もないわけではありません。それによってはまた次のステージに移る、そのためには必要な対策がその時点で出てくるかもしれない。場合によっては、今川人議員が言われたように、早急に対策するという場合にはちょっと専決だとかという部分も含め検討させていただかなければならない場合もあるかと思ひますけれども、その際にまたそれぞれの議員にはご相談させていただきたいというふうに思っています。取りあえず今この交付金を使った中で村の中での発生をとにかく防いでいくということに対して村として力を入れていきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

あと、先ほど言った、例えば⑤番の事業継続化支援事業だとか、⑦番の感染持続化支援給付金だとかいうものに関しては、可決されればすぐ住民周知が図れるようにもう既に要綱今つくって、あとそれを住民周知できるような形に今整えておりますので、その点はご報告させていただきます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 先ほど連議員からもリサーチということでお聞きしていましたが、コロナ対策の交付金の活用事業として7事業計上されております。さっきの④番以外につ

いても政策立案、決定の根拠となる調査、分析などどのように行ったのかお聞きしようと思いましたが、連議員との質疑の中で今回は全て庁舎の中で検討されましたというお話でしたが、全てそうなのでしょうか。何の基礎的な調査、分析もなく、役場の職員さんだけで話し合ってお決めになったのでしょうか。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 今回検討に当たりまして、まず役場の内部で検討した部分、それから関係機関として、一番影響を受けているのは商工関係者だろうということで、商工会のほうにもご相談を申し上げまして、商工会から出てきた意見としてそれを反映させたのが②番目の備品購入関係です。それから、⑤番の事業継続の支援事業、こちらのほうは金銭的な支援も含め行っていただきたいというふうに商工会のほうから要望がございましたので、それは取り入れているつもりでございます。それ以外については、内部で検討した部分と、あと議会、議員にも相談それぞれさせていただいた部分も、意見も踏まえて今回提案という形にさせていただいたというふうに考えております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） すみません。ちょっと聞き逃してしまいました。商工会の方にお話聞いて、⑤番と何番とおっしゃったのでしょうか。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） ②番の公共施設の備品関係で、検温器の設置について特にやっぱり道の駅だとか温泉だとか人の流れの多いところに設置をしていただきたいという声があったものですから、それは反映させていただきました。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） ほかに住民の雇用状況だとか、あと経済状況、それについてのリサーチというのは行っていないのでしょうか。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 細かい部分に関しては、村として特別リサーチはしておりません。ただ、今回も一番大きい影響があるだろうということで、商工会には現状も把握していただきたいということは指示を出しておりますし、またそこから出てきた要望という部分に関して村として今回反映させていただいたというふうに考えております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 村として、それで十分な根拠たり得るというお考えでしょうか。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 根拠という部分がどういうふうに考えるかというふうに言われると、村としてどういうふうにするかというふうには言えないかと思えます。ただ、今回検討するに当たりましては現状、今村として困っている部分、それから多分それぞれの各家庭で1万円、各世帯に配るというか、1人1万円にするといった部分も要は資材費としてそれぞれがもう既に対応されている部分に対して村として何らかの助成ができないかというふ

うにご意見賜った中からこれはつくらせていただいたものというふうに考えております。これで十分かどうかは分かりません。ただ、村として今やれることということで、いろんなご意見も賜りながらこれをつくり上げたつもりでございます。また、今後においては、先ほどから何度か繰り返しておりますけれども、まだ事業費の予算残っております。これからいろんな意見があれば、またその中で対応していければというふうに考えております。

○議長（岩井英明君） 質疑そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） なければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 原案に対し反対の者の発言をまず許します。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） ただいまの議案に対し反対の立場で討論いたします。

新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業について再考、見直しの必要があると考えます。3点申し上げます。まず、1点目は政策形成過程について疑問が残ります。住民とのコミュニケーション、また根拠となる調査、分析が不十分であると感じます。ただいま前段の副村長なり連議員なり、そのやり取りからも分かるように、やはりそもそも政策の立案、決定の根拠となる分析、調査が足りていないことが1点。

次に、財政の機能、役割を十分に考慮した事業内容ではないことが挙げられます。財政の機能ということで資源の配分や所得の再分配、経済の安定化という大きな役割があります。今コロナ禍で影響がとて大小様々な分野に出ているその中で、やはり人々の生活は格差が大変拡大した状況にあります。市場が冷え込んでいる中で財政が果たす役割というのは今とても大きくなっていると思うのですが、やはり今出ている事業内容見ますと所得の再分配機能であるとか経済の安定化機能を果たすような事業の内容にはなっていない、これが2点目。

次に、3点目はタイミングです。特に10ページにあります感染予防継続持続化給付金1,200万ということですが、まだワクチン接種もこれからという段階、感染の拡大も、先ほど副村長おっしゃったように、先が見通せない状況、この中で今1,200万もの交付金、せっかく使えるお金をばらまいてしまっているのでしょうか。この後例えば緊急事態宣言、北海道にも発出されたときにそのときの補償として国や道が十分な額を用意できるかという、それも分からない、見通せない状況だと思えます。そのときに村が使えるお金として、やはりこの年度内に使えばいいというお金なのですから、もうちょっと先の見通しがつくまできちんと村として取っておくべきではないかなと思います。先ほど急ぐものは急いでくださいというご意見もありました。急ぐものは、せっかく予備費もあるので、専決ということで皆さんの理解得られるものは早急にされたらいいかと思えます。

以上です。この内容では住民の納得感を得ることは難しいと考えるので、反対いたしま

す。

○議長（岩井英明君） そのほか討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） なければ、これで討論を終わります。

これより議案第22号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第22号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立6名、多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第22号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

閉会前に何かございますか。

山口芳之君。

○7番（山口芳之君） いろいろと論議された中で一番感じたのは、スピード感が足りないというのは一番皆さんが言っていましたので、今後いろんなことに対してスピード感上げて対処していただきたいと思います。

本日教育長が所要のために欠席という形になっておりますけれども、できればもっと早くに、たしか欠席届を出していたはずなのですけれども、日程調整だとか、この間議運あったときに出来ないから頼みますねという一言も理事者側からあってもよかったのではないかとところが皆さんの意見があったのです。議員の人たちは皆さん紳士的な人ばかりですから、反対することはないのですけれども、それが無いから反対するという人だっている議会もありますので、その辺は今後気遣っていただきたいと思います。

それから、前回カルデラの味覚まつりの中止について協議会を開いて、中止にしないとは言わなかったのですけれども、考えたほうが良いよという形になって、4月の15日の回覧で村長の名前で中止になりますという形のこの文面が回ったのです。できれば私たち議員がけんけんがくがくやって考えてくださいと投げかけたのだったら、村長が判断した時点で議員のほうに報告してほしいかったです。それから出すという形が取れば一番よかったのですけれども、回覧で私たちが見るのではなくて、先にそれを出していただいたかったというのが私たちの、議員の一言言いたいというところなのです。気遣いが足りないとか、配慮が足りないというのが多々ありますので、今後気をつけていただきたいと思います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 大変腹立たしい思いをさせたなというふうに思います。今後においても気を遣いながらやっていきたいと思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 川人議員。

○6番（川人孝則君） 今の件に関しましてですけれども、これ村長名で出すのがいいのか、実行委員会名で出すのがいいのかと。味覚まつり実行委員会事業なので、それに対する補助金です。補助金が今度どうなるのか。今までまた中止と決定した場合、補償ですか、補償の問題も出てくると思います。これ中止となって、補助金が出ない、出されないという状態になるのかならないのか。そしたら、それを、補償問題はどちらが持つのかという問題もいろいろ出てくるのですが、そこら辺はどう考えているのかちょっと一言だけお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 今週の水曜日ですか、メロンを作付されている方のところ、実行委員会と、あと私とで回ってきました。それで、味覚まつりの件でおわびかたがた回

って歩いたところでございます。それで、メロンに関しまして村としてはもしあぶれるというか、販売先がないのであれば村としても検討しますということはお話しさせていただきました。4件回ったのですが、1件は自分で売れるので、全然問題ないという方もいらっしゃいましたし、やっぱりこのために作っていたメロンなので、正直言って売り先がなければ市場に出すしかないという方もいらっしゃいましたので、これに関しましては村と実行委員会で話をしながら村のPRで使ったりだとか、あるいは村内の直売所で使ったりするのか、あるいは外のイベントで使うのかとか、いろんなことをこれから考えていきたいなと思っております。また、生産者の方につきましては随時また並行しながら話ししていこうと思っているので、生産者の方にも随時お話しして、メロンの状況だとか販路の状況も確認しながら最終的には補償をしていかなければならないと思っておりますので、そのつもりで今現在動いているところでございます。

○議長（岩井英明君） 川人議員。

○6番（川人孝則君） もう時間も時間ですから、あれですけれども、だからその補償というのが少し簡単に考え過ぎているのかな感じがする。中止、実行委員会というのはなくなるのです、逆に言えば、今年度の。やめたのですから。そしたら、実行委員会が、補助金って実行委員会でその分もちゃんと話合いができていますか。この分はその分を見ましてあれするのですよと。村が中止と。そしたら、村がその補償するのですかと。実行委員会の補償と村が補償、違うのですよと。だから、あくまでも実行委員会の予算はありますよと。今はまだ削除されていない、変更になっていない段階で。だから、その中を一部使わせてもらって、実行委員会が今までこういう段取りをしていたので、その取引だとかいろいろあるだろうから、その分を見ますよとか、だからその分を残して、あとは取り下げますとかいうことができているのかいということを知っている。そういう村が中止をしたということであれば、村が補償するのかいと。そこの意味合いがどうもちょっと明確でなさ過ぎるということを確認して、それがどうなっていくのかということをよくよく考えてほしいなということを知っている。

○議長（岩井英明君） 答弁ありますか。

副村長。

○副村長（大石和朗君） 補償については、昨年度もそうだったのですけれども、実行委員会の予算を使わせていただいて補償させていただいています。今年度も同様に考えております。ですから、味覚まつりの補助金という部分に関しては満額ではないですけれども、一部は使わせていただきたいというふうに考えています。補償については、前議員の皆さんにご相談をしたときもきちんと補償すべき、補償すべきという話をいただいていたので、村としてもその分は考えたいというふうに思っています。ただ、それが金銭的な、それを、仕入れを、例えば2,000円で仕入れて、3,000円で売れるのだったらいいのですけれども、3,000円で仕入れて2,000円で売らなければならなかったらマイナス1,000円という形になる。その部分の補償という形に多分なろうかと思えます。だから、売る方法、

それから売り先、それから幾らで売るとかという部分も含め、その辺の部分でどれだけマイナスになるのかというのは今の時点で分かりませんので、どういう売り方法、もしくは場合によっては村で買い取って何かに、プレゼント的なものに使うとか、そういうことも考えなければならないと思いますので、金額が幾らになるかはまだちょっと想定できないのですけれども、かかった費用に関してはそういう部分で使わせていただければというふうに思います。それが確定した段階で味覚まつりの補助金の残額に関しては予算から落とすということを考えさせていただきたいと思っています。

○議長（岩井英明君） 川人議員。

○6番（川人孝則君） 言っていることは十分分かります。だから、その補償を村がするのですか、実行委員会がするのですかと。これ実行委員会に補助金を出してやることですから、その中からの補償ですから、言っていることは。去年は時期がまだまだ遅くて、そういう可能性が大だった。今の段階で実行委員会、味覚まつりは中止です。決定したと。村長名で出ているのです、これ。そしたら、あとの経費に関しては今度村長が、村が補償するのですかということになる。実行委員会、中止だから、補助金出ないでしょう。だけれども、それを含めた話をちゃんとしてくれていれば、この部分の補償に関しては村が実行委員会通して補償してあげたいという言葉があるのならいい。それ一つもないでいきなり中止、これはしませんといったらそれで予算ない。実行委員会は補償する予算がない。そしたら、村がどこから補償するのですか。そこをちゃんとはっきり村のほうで考えて、説明ください。今は答弁要らないです。

○議長（岩井英明君） よろしいですか。議論を今、本題とまたちょっと違うので、ただ私のほうも上から、議場から申し上げてあれなのですけれども、この件については重大なことで、発端はやっぱり実行委員会の名がないということ、村長とこれちょっと配慮して両名で出せばよかったのですけれども、村長名で出すというところに、中止をしたというところであって、まだ商工会のほうから、あるいはまた実行委員会のほうから中止になりましたという、関係機関に一切言っていないのです、これ半月たったとしても。こういうことの指導というのをやっぱり村のほうから、中止になったのであれば、両方合意でしたのであれば両名で出すのが自然の流れであって、そうすることによって組んでいる予算を補償なりにしていくときに理解をしてもらうことが可能なことだと思うのです。ただ、やっぱりお祭りが中止になりましたと村が決定したのであれば、実行委員会に出している予算というものはこれ今回でも補正でつてこなければならぬ。祭りをやらないわけですから、決定したので。それで、補償は補償としてきちっと議会とまた議論をして、補償額は実行委員会に出すのか、村が直接メロン作り、あるいは関係者に出すのか、その辺のことを明確にしなければならぬよということを尋ねているふうに私はここに今いて聞かえているのですけれども、そういう捉え方をして、来る6月までにはきちっと整理を整頓して、補正に上げていただきたいと思います。

以上です。何か答弁であるのであれば答えてください。なければ、そういうことで進め

てください。

副村長。

○副村長（大石和朗君） 今いただいたご意見も含め検討させて、6月定例会には回答させていただきたいと思います。先ほど言ったとおり、その時点、6月の補正の時点では金額が多分確定していないと思いますので、補正という形になるかどうか分かりませんが、きちんと方向性に関してはご説明をさせていただきたい。場合によっては、さっき言ったように、村が補償するというような形になるということであれば、予算がないものですから、改めてそこで別な予算を持たなければならないかもしれないので、その点はちょっと、それも含め検討させていただいて、回答させていただきたいと思います。

○議長（岩井英明君） 会議規則第7条の規定により、令和3年第2回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。

令和3年第2回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午前11時09分閉会）